

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第二部 証券投資顧問業者の監督関係

現 行	改 正 案
<p>0-1 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 0-1-1・0-1-2 (略) 0-1-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ (略) ①～③ (略) ④ 回答 照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。</p> <p>イ～ハ (略) ⑤ (略)</p> <p>1 登録申請書の受理等に際しての留意事項</p> <p>1-2 登録</p> <p>1-2-1 登録申請者の審査に係る留意事項</p>	<p>0-1 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 0-1-1・0-1-2 (略) 0-1-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ (略) ①～③ (略) ④ 回答 照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。<u>なお、いずれの場合においても、できるだけ早く回答するよう努めることとする。</u></p> <p>イ～ハ (略) ⑤ (略)</p> <p>1 登録申請書の受理等に際しての留意事項</p> <p>1-2 登録</p> <p>1-2-1 登録申請者の審査に係る留意事項</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第二部 証券投資顧問業者の監督関係

<p>(1) 法第5条第1項第2号に規定する「役員」とは、株式会社及び<u>有限会社</u>にあつては取締役及び監査役、合名会社及び<u>合資会社</u>にあつては業務を執行する社員、民法第34条の規定により設立された法人にあつては理事及び監事をいう。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(1) 法第5条第1項第2号に規定する「役員」とは、株式会社にあつては取締役及び監査役、<u>(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)並びに会計参与(会計参与設置会社に限る。)</u>、合名会社、<u>合資会社及び合同会社</u>にあつては業務を執行する社員、民法第34条の規定により設立された法人にあつては理事及び監事をいう。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>1-2-2 登録申請書の添付書類の審査に係る留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国人が提出した別紙様式1による誓約書は、規則第4条第1項第<u>2</u>号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>(3) 未成年者登録簿の謄本又は法定代理人が投資顧問業の営業を許可したことを証する書面は、規則第4条第1項第<u>3</u>号に規定する「証する書面」に該当する。</p> <p>(4) 外国会社が提出した定款又は寄付行為及び<u>登記簿</u>の謄本に準ずるものは、規則第4条第1項第<u>5</u>号に規定する「これらに代わる書面」に該当する。</p>	<p>1-2-2 登録申請書の添付書類の審査に係る留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国人が提出した別紙様式1による誓約書は、規則第4条第1項第<u>3</u>号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>(3) 未成年者登録簿の謄本又は法定代理人が投資顧問業の営業を許可したことを証する書面は、規則第4条第1項第<u>4</u>号に規定する「証する書面」に該当する。</p> <p>(4) 外国会社が提出した定款又は寄付行為及び<u>登記事項証明書</u>に準ずるものは、規則第4条第1項第<u>7</u>号に規定する「これらに代わる書面」に該当する。</p>
<p>2 業務</p> <p>2-5 法第23条の規定に基づく投資顧問業者の兼業の届出等</p>	<p>2 業務</p> <p>2-5 法第23条の規定に基づく投資顧問業者の兼業の届出</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第二部 証券投資顧問業者の監督関係

<p>2-5-1 兼業の届出書</p> <p>(1) 「定款」として、兼業の届出書を提出する日現在のものを添付することとし、兼業しようとする業務がその事業目的に記載されていない場合は、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録の写しを併せて添付すること。</p> <p>3 投資一任契約に係る業務</p> <p>3-2 法第26条の規定に基づく認可申請</p> <p>3-2-1 財務局長等は、認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 規則第27条第3項第3号の「最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失金処理計算書」がない(最初の決算期が未到来)場合、予備申請書提出時に決算期が到来したものとみなして作成した「貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失金処理計算書」を添付すること。</p>	<p>2-5-1 兼業の届出書</p> <p>(1) 「定款」として、兼業の届出書を提出する日現在のものを添付することとし、兼業しようとする業務がその事業目的に記載されていない場合は、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録(会社法第319条第1項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)の写しを併せて添付すること。</p> <p>3 投資一任契約に係る業務</p> <p>3-2 法第26条の規定に基づく認可申請</p> <p>3-2-1 財務局長等は、認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 規則第27条第3項第3号の「最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計算書(関連する注記を含む。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)又は利益の処分若しくは損失の処理に関する書類」がない(最初の決算期が未到来)場合、予備申請書提出時に決算期が到来したものとみなして作成した「貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計算書(関連する注記を含む。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)又は利益の処分若しくは損失の処理に関する書類」を添付すること。</p>
---	--

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第二部 証券投資顧問業者の監督関係

<p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>3-2-2 財務局長等は、外資系現地法人及び外国会社の本邦支店により提出された認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 外国会社の本邦支店による認可申請の場合の留意事項</p> <p>① 法第 26 条第 1 項第 2 号の「<u>資本の額</u>」として、申請者（外国会社）に係る額のほか、その本邦支店に係る「<u>持込資本金</u>」の額が明記されていること。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>④ 法第 26 条第 2 項の「<u>会社登記簿の謄本</u>」として、申請者の<u>会社登記簿の謄本</u>の日本語訳及び申請者の本国で作成された正本のほか、本邦支店の<u>登記簿の謄本</u>が添付されていること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 規則第 27 条第 3 項第 3 号の「<u>最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書</u>」として、申請者に係る書類（申請者の本国における商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により作成したもので代えることができる。）のほか本邦支店に係る書類が添付されていること。</p> <p>なお、申請者に係る書類及び本邦支店に係る書類の主要な部分について日本語訳が注記されていること。</p> <p>⑦~⑩ (略)</p> <p>3-3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等</p>	<p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>3-2-2 財務局長等は、外資系現地法人及び外国会社の本邦支店により提出された認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 外国会社の本邦支店による認可申請の場合の留意事項</p> <p>① 法第 26 条第 1 項第 2 号の「<u>資本金の額</u>」として、申請者（外国会社）に係る額のほか、その本邦支店に係る「<u>持込資本金</u>」の額が明記されていること。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>④ 法第 26 条第 2 項の「<u>登記事項証明書</u>」として、申請者の<u>登記事項証明書</u>の日本語訳及び申請者の本国で作成された正本のほか、本邦支店の<u>登記事項証明書</u>が添付されていること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 規則第 27 条第 3 項第 3 号の「<u>最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は利益の処分若しくは損失の処理に関する書類</u>」として、申請者に係る書類（申請者の本国における商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により作成したもので代えることができる。）のほか本邦支店に係る書類が添付されていること。</p> <p>なお、申請者に係る書類及び本邦支店に係る書類の主要な部分について日本語訳が注記されていること。</p> <p>⑦~⑩ (略)</p> <p>3-3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等</p>
---	---

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第二部 証券投資顧問業者の監督関係

<p>3-3-1 法令等の遵守状況</p> <p>規則第 27 条の <u>2</u> 第 2 項第 1 号及び第 2 号の趣旨に鑑み、認可申請者及びその主要な役職員の法令等の遵守状況が良好なものであると認められること。</p> <p>3-3-2 顧客との信頼関係の維持</p> <p>規則第 27 条の <u>2</u> 第 2 項第 1 号及び第 2 号の趣旨に鑑み、顧客との間で紛争が絶えないなどの業務運営面における問題がないこと等、顧客との信頼関係が良好に維持されていると認められること。</p> <p>3-7 法第 30 条の規定に基づく取締役の兼職の承認</p> <p>3-7-1 承認申請に関する留意事項</p> <p>(1) 「<u>常務に従事する取締役</u>」は、<u>取締役会への出席回数、拘束時間の多少にかかわらず、会社の実務に携わるすべての取締役を含むものとする。</u></p> <p>したがって、代表権のある取締役はもちろん、代表権のない取締役でも会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に従事すると見られるものは、承認の対象となる。</p> <p>(2) 「<u>他の会社の常務に従事し</u>」については、<u>会社には商法と特別法とを問わずすべての会社を含み、公益法人、組合等は含まれない。</u></p> <p>また、他の会社の常務に従事しているとは他の会社の取締役であることを要せず、他の会社の実務に携わる場合は常務に従事するものとして承認の対象とする。</p> <p>なお、他の会社の代表権のある取締役に就任する場合はすべて承認の対</p>	<p>3-3-1 法令等の遵守状況</p> <p>規則第 27 条の <u>3</u> 第 2 項第 1 号及び第 2 号の趣旨に鑑み、認可申請者及びその主要な役職員の法令等の遵守状況が良好なものであると認められること。</p> <p>3-3-2 顧客との信頼関係の維持</p> <p>規則第 27 条の <u>3</u> 第 2 項第 1 号及び第 2 号の趣旨に鑑み、顧客との間で紛争が絶えないなどの業務運営面における問題がないこと等、顧客との信頼関係が良好に維持されていると認められること。</p> <p>3-7 法第 30 条の規定に基づく取締役の兼職の承認</p> <p>3-7-1 承認申請に関する留意事項</p> <p>(1) 「<u>常務に従事する取締役 (委員会設置会社にあつては執行役)</u>」とは、<u>取締役会の出席回数、拘束時間の多少にかかわらず、会社の実務に携わる取締役にいう。</u></p> <p>したがって、代表権のある取締役はもちろん、代表権のない取締役でも会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に従事すると見られるものは、承認の対象となる。</p> <p>(2) 「<u>他の会社</u>」とは、<u>会社法上の会社を問わず全ての会社をいい、公益法人、組合等は含まない。</u></p> <p>また、他の会社の常務に従事しているとは他の会社の取締役であることを要せず、他の会社の実務に携わる場合は常務に従事するものとして承認の対象とする。</p> <p>なお、他の会社の代表権のある取締役に就任する場合はすべて承認の対</p>
---	--

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表

第二部 証券投資顧問業者の監督関係

<p>象となるほか、代表権のない取締役でも会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に従事していると見られるものは、承認の対象となる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3-7-2 財務局長等は、承認に当たり、法第30条の<u>2</u>及び規則第27条の<u>2</u>第2項等により審査するものであること。</p>	<p>象となるほか、代表権のない取締役でも会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に従事していると見られるものは、承認の対象となる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3-7-2 財務局長等は、承認に当たり、法第30条の<u>3</u>及び規則第27条の<u>3</u>第2項等により審査するものであること。</p>
---	---